平成２８年（フ）第５１５号
神奈川県愛甲郡愛川町田代618番地の７
債務者　竹本　志歩（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４９号
青森市大字荒川字筒井214番地３
債務者　蝦名　一也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
神奈川県厚木市松枝１丁目12番15―104号
債務者　晴澤　公彦
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４５９号
神奈川県南足柄市塚原736番地３　エトワール736・102号、前住所神奈川県南足柄市塚原2558番地19
債務者　山室　正明
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津5635番地の２
債務者　江成　明信
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９９号
神奈川県秦野市曲松１丁目11番３号　サンコーポラス曲松　103号
債務者　村本　正昭
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５００号
神奈川県南足柄市岩原170番地16　サンシティ岩原209
債務者　松下由美子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２２２号
和歌山市相坂560番地10
債務者　荻野　倫史
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４９号
和歌山市六十谷754番地８
債務者　楠見都津子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号
和歌山市有本213番地１　果ハイツ303号
債務者　東　よしみ
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５７号
和歌山市梅原249番地７
債務者　音野　昌央
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７６号
和歌山市六十谷218番地　カサデ・ありたか406
債務者　黒田由佳梨
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８０号
和歌山市楠見中191番地１　ヤマイチＰＬＡＺＡトゥールビヨン305
債務者　惠木　剛史
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６８０４号
東京都文京区本駒込５丁目26―２―201
債務者　大杉　進二
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２３号
東京都八王子市松が谷５―２―305
債務者　近野加奈江
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２９号
東京都東大和市桜が丘２丁目142―19―607
債務者　中垣　明子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３２号
東京都練馬区豊玉北２丁目６―13―403
債務者　太田悠佳莉
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部